

静岡県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設として指定した次の施設の指定を取り消した。

令和元年10月11日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の指定の取消し

施設名	所在地	種別
特別養護老人ホーム レジデンス花	静岡市清水区中河内2717番地	老人ホーム
介護老人保健施設 もくれん	静岡市清水区草ヶ谷 624 番地の22	介護老人保健施設
軽費老人ホーム 和松園	菊川市棚草 1275	老人ホーム

2 指定の取消しの年月日 令和元年10月11日